

地域で実施する地域猫・保護猫活動に補助金を交付します

1 補助対象者

自治会、地域猫活動等を行う団体・個人

2 補助対象の活動

自治会内の一定範囲において、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、地域の理解に基づき飼育管理を行う活動（地域猫活動）または、譲渡先の確保を行う活動（保護猫活動）

3 補助対象経費

- ・保護した猫の不妊去勢手術及び治療に必要な医療費
- ・手術を行う為の感染症等の予防ワクチンの費用
- ・保護した猫の餌その他飼育に必要な物品購入費
- ・保護猫の譲渡会の開催に係る経費
- ・譲渡会案内その他活動の周知に係る書類の印刷製本費
- ・不妊去勢手術を行うために必要な有料道路通行料

4 補助金の額

補助対象経費のうち活動で生じた実費 または 活動で保護した猫の頭数に10,000円を乗じた額のいずれか少ない額

※上限 自治会及び団体 200,000円、個人 50,000円

5 交付申請に必要な書類

- ・交付申請書
- ・活動計画書
- ・活動区域の位置図
- ・事業収支計画書
- ・団体規約の写し（団体のみ）
- ・所有者のいな猫であることの確認書（個人のみ）

6 実績報告時に必要な書類

- ・実績報告書
- ・事業収支決算書
- ・活動で保護した猫の台帳（手術前後の写真を含む）
- ・補助対象経費の領収書
- ・保護した猫の不妊去勢手術の施術証明書

7 提出及び問い合わせ先

美作市役所 市民生活部 環境対策課

TEL 0868-72-5202